

特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例。

2116

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1及び申立人X2(以下申立人2名を併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- (1) 損害項目 財物損害(別紙物件目録1記載の土地)
金336,825円
- (2) 損害項目 財物損害(別紙物件目録2記載の建築物及び構築物・庭木)
金573,277円
- (3) 損害項目 日常生活阻害慰謝料(申立人X1)
(第五次追補第2の4指針I)⑥重度又は中等度の持病)
期 間 自 平成25年8月20日 金330,000円
至 平成26年6月30日
- (4) 損害項目 日常生活阻害慰謝料(申立人X1)
(第五次追補第2の4指針I)②身体の障害)
期 間 自 平成26年7月1日 金1,350,000円
至 平成30年3月31日
- (5) 損害項目 日常生活阻害慰謝料(申立人X2)
(第五次追補第2の4指針I)④乳幼児の世話)
期 間 自 平成23年3月11日 金2,190,000円
至 平成29年3月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金478万0102円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項(4)記載の損害項目及び期間についての賠償金として、45万円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対

して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

令和6年10月23日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 戸嶋 洋一）